

介護テクノロジー定着支援事業の補助対象について

補助区分	補助対象	補助率	補助基準額 (補助上限額)	備考
1 介護ロボット等導入支援	①移乗支援（装着型・非装着型）、入浴支援 ②その他で示す機器等	3 / 4	1 台当たり 100 万円	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・居住系サービス：利用定員数を 10 で除した数を限度台数とする。（小数点以下切り上げ） ・在宅系サービス：利用定員数を 20 で除した数を限度台数とする。（小数点以下切り上げ） ・利用定員数のないサービス：1 日の利用限度人数を利用定員数とみなす。 ※とちぎ介護人材育成認証制度に係る措置 認証レベル3事業者が介護ロボットを導入する際の1回当たりの限度台数は、上記により算出した台数の2倍とする。
	上記以外の介護ロボット		1 台当たり 30 万円	
2 ICT等導入支援	①介護ソフト等 ②タブレット情報端末 ③通信環境機器等 ④保守経費等 ⑤その他（バックオフィスソフト等）	3 / 4	職員数 1～10 名：100 万円 職員数 11～20 名：160 万円 職員数 21～30 名：200 万円 職員数 31 名以上：260 万円	1 事業所につき、補助対象となる対象経費の実支出額に4分の3を乗じて得た額と、左記の職員数（※）に応じた基準額を比較して、少ない方の額を補助額とする。 ※ 職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ICTの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入して差し支えない。 ※ 職員数については、申請時点における常勤換算方法により算出された人数とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員（訪問介護員、居宅介護支援専門員等）及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数（常勤・非常勤の別は問わない）としても差し支えない。
3 パッケージ型導入支援	①パッケージ型導入（複数のテクノロジーを組み合わせ合わせたもの）	3 / 4	1 事業所当たり 1,000 万円	1 事業所につき、「パッケージ型導入」及び「見守り機器導入に伴う通信環境整備等」に該当する経費の実支出額の合計に4分の3を乗じて得た額と、1,000 万円を比較して、少ない方の額を補助額とする。 ①パッケージ型導入について ・「1 介護ロボット等導入支援」及び「2 ICT等導入支援」で定める補助対象に該当し「ロボット技術の介護利用における重点分野」で定義するテクノロジーから、異なるテクノロジーの組合せを補助対象とする。

	②見守り機器導入に伴う通信環境整備 ・Wi-Fi 整備、インカム、介護記録連携経費等			②見守り機器導入に伴う通信環境整備 ・見守り機器を効果的に活用するため Wi-Fi 整備する場合、この規定で申請すること。(記録業務、情報共有業務、請求業務の一気通貫で行う事が可能な介護ソフトを導入し、Wi Fi 環境を整備する場合は、「ICT 等の導入支援」で申請すること) 【補足】 ①と②は別々の補助メニューのため、②単体で申請する場合、①の要件を満たす必要はない。
--	-----------------------------------------------	--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

・上記の「1 介護ロボット等導入支援」、「2 ICT 等導入支援」又は「3 パッケージ型導入支援」により介護テクノロジーを導入する介護事業所は、以下の「4 導入支援と一体的に行う業務改善支援」による「①第三者による業務改善支援」又は「②介護現場における生産性向上の取組に関する研修・相談等」による支援を受けることを要件とし、この場合、1 事業所あたり以下に掲げる費用について補助を行う。

補助区分	補助対象	補助率	補助基準額 (補助上限額)	備考
4 導入支援と一体的に行う業務改善支援	①第三者による業務改善支援 ②介護現場における生産性向上の取組に関する研修・相談等	3 / 4	45 万円	1 事業所につき、「1 介護ロボット等導入支援」、「2 ICT 等導入支援」又は「3 パッケージ型導入支援」により補助を受ける介護事業所につき、①に該当する経費の実支出額に4分の3を乗じて得た額と、45 万円とを比較して、少ない方の額を補助額とする。 ②については、厚生労働省主催の「介護現場の生産性向上ビギナーセミナー(※)」等のオンライン・オンデマンドで受講(無料)した場合も、支援の要件を受ける要件を満たすこととする。

※ 2024 介護事業所向け生産性向上セミナー (https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei_seminar2024.html)